いじめ防止・対応の流れ(フローチャート)　　筑西市立中小学校

未然防止

■ 筑西市立中小学校いじめ防止等基本方針の共通理解(4 月)
■ あいさつ運動・縦割り班黙動清掃・ボランティア活動等を通した教職員と児童の信頼関係の構築
■ 児童一人一人が主体的に参加し活躍できる授業づくり・集団づくりの推進(道徳教育の充実)
■ 心の居場所がある学校・学級風土の醸成、自尊感情・自己肯定感の育成、LGBT に対する理解と配慮
■ インターネットを正しく判断し、適切に活用するための情報モラル教育の充実と保護者への啓発

▼

早期発見 初期対応

■ 日常的な観察・心の健康観察(毎日、各学級)
■ 定期的なアンケート調査(毎月 1 回、各学級、5 年間保存)/チェックリストの活用(学期 1 回、5 年間保存)
■ 教育相談(6 月・10月・2 月)、オンライン相談窓口(常時)
■ スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)との連携

▼

本人または保護者の訴えがあった場合　／　教職員がいじめの兆候を把握した場合

▼

学級担任・学年主任など

▼

生徒指導主事または管理職

▼

緊急性についての仮判断

▼

高い （「緊急対応」… 事実確認・方針決定 へ）

▼

▼

▼

低い （観察・情報共有 へ）

【観察・情報共有】
■ 児童の様子を組織で丁寧に観察
■ 状況の変化を見逃さず継続的な支援
■ いじめ防止等対策委員会で情報共有
■ 状況に応じて「緊急対応」に移行

事実確認 方針決定

担任等 ⟶ 学年主任 ⟶ いじめ防止等対策委員会
〔構成:校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・該当職員〕
■ いじめ防止等対策委員会で情報を共有し、役割分担して対応
■ いじめの事実の有無を確認
■ いじめの認知
■ 支援内容・対応方針・役割分担の検討
■ 関係する児童や保護者への適切な情報提供
■ 市教育委員会へ報告

▼

指導対応

■ 被害児童への支援　・寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。児童の心のケア/保護者への情報提供・支援を行う。
■ 加害児童への指導　・自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。再発防止指導を行う。
■ 関係児童の保護者への支援・助言　・事実関係を伝え、今後の学校との連携方法を話し合う。加害・被害双方の保護者間で争いが起きないよう情報を共有する。
■ いじめを見ていた児童・集団への働きかけ　・自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

―― 重大事態と判断される場合 ――

重大事態対応　*〔定義〕①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い　②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い*

■市教育委員会に相談 / 重大事態発生の報告　■質問票・聴き取り調査による事実関係の明確化
■いじめ防止等対策委員会を継続事案とし、調査組織を設置　■「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき対応
■所轄警察署(筑西警察署生活安全課)・筑西児童相談所等関係機関との情報共有・連携
■懲戒・出席停止制度の適切な運用 / 被害児童の心のケア/加害児童への再発防止指導
■調査結果を市教育委員会及び被害児童・保護者へ報告 / 再発防止策に則って対応(見守り体制の構築)

▼

観察 再発防止 未然防止

■ チームでの継続的な見守り・観察・指導、見守り体制の充実
■ 対応経過・結果を記録保管し、学校全体で共有(記録は 5 年間保存)
■ 周囲の児童等も含めた再発防止・未然防止 / 保護者への定期的な情報提供・支援
■ いじめの解消の確認
■ 情報の保管と引き継ぎ
■ 再発防止のための生徒指導体制・学校風土等の改善、筑西市立中小学校いじめ防止等基本方針の見直し